

平成26年10月20日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「社会教育調査」（以下「本調査」という。）の平成 27 年度の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

あわせて、法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、基幹統計である「社会教育調査」の指定の変更（名称の変更）を行うこと。

2 変更の概要

（1）社会教育調査（基幹統計調査）の変更

次の 9 種類の調査票により実施されている本調査について、調査計画における報告を求める事項等を以下のとおり変更する。

現行の本調査の調査票の概要

調査票	調査内容	報告者数
社会教育行政調査票	教育委員会事務局の社会教育関係職員、社会教育委員等に関する事項、社会教育関連事業の実施状況 等	都道府県・市町村教育委員会 1,805
公民館調査票 ^(注1)	施設の利用状況、講演会・講習会・実習会等諸集会の実施状況、学習・講座の実施状況 等	公民館 15,399
図書館調査票 ^(注1)	図書の日本 10 進分類等別冊数の構成比、図書等の貸出冊数等に関する事項 等	図書館 3,274
博物館調査票 ^(注1)	展示資料等における人文科学資料・自然科学資料別の実物・標本・模型（模写）別の保有状況 等	博物館 1,262 博物館類似施設 4,485
青少年教育施設調査票 ^(注1)	宿泊等施設の利用状況、青少年団体研修等各種事業の実施状況、学級・講座の実施状況 等	青少年教育施設 1,048
女性教育施設調査票 ^(注1)	展示会等各種事業の実施状況、学級・講座の実施状況 等	女性教育施設 375
体育施設調査票 ^(注1)	施設の利用状況、スポーツ教室等各種事業の実施状況 等	社会体育施設 27,469 民間体育施設 10,261
文化会館調査票 ^(注1)	ホール等の使用状況、入場者数等に関する事項 等	文化会館 1,866
生涯学習センター調査票 ^(注1)	施設の利用状況、学級・講座の状況 等	生涯学習センター 409

（注 1）共通的な調査事項として、設置者、管理者、職員、ボランティア活動及び施設・設備に係る事項を調査している。

（注 2）調査方法は、郵送又はオンライン調査である。

（注 3）報告者数は、平成 23 年度調査実績である。

ア 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の改正により、社会教育委員及び公民館運営審議会^{（注）}の委員の委嘱の基準は地方公共団体の条例で定めることとされ、従来、同法による委嘱の基準では認められていなかった者を任命することが可能となったことから、その実態を把握するため、社会教育委員等の選択肢として「その他条例で定める者」を追加する。

また、当該改正等により、公民館等は、施設運営能力の向上の観点から、運営状況に関する評価の実施に努めることとされたことから、その進捗状況を確認し、より一層の推進を図るため、運営状況に関する評価の実施状況を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
社会教育委員及び公民館運営審議会の構成員に係る選択肢の追加 （社会教育行政調査票及び公民館調査票）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者 ・社会教育関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者 ・<u>その他条例で定める者</u> <p style="text-align: center;">※男女別の人数を把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者 ・社会教育関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者 <p style="text-align: center;">※男女別の人数を把握</p>
運営状況に関する評価の実施状況に係る調査項目の追加 （公民館調査票、図書館調査票等）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>評価の実施状況</u> ① <u>自己評価の有無</u> ② <u>外部評価の有無</u> ・<u>評価結果の公表の有無</u> 	（新設）

（注）公民館運営審議会とは、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議を行う機関である。

イ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）の施行（平成 24 年 6 月）を踏まえ、同法の規定に沿って、文化会館調査票について、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲に係る施設の名称の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
調査票の名称の変更 （文化会館調査票）	<u>劇場、音楽堂等調査票</u>	<u>文化会館調査票</u>
調査対象の属性的範囲の変更 （文化会館調査票）	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>劇場、音楽堂等</u> （劇場、 <u>音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等</u> ）で座席数 300 以上のホールを有するもの	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>文化会館</u> （劇場、市民会館、文化センター等）で座席数 300 以上のホールを有するもの

ウ 近年、情報通信技術の進展により、社会教育関係施設から利用者への情報提供方法が多様化していること等から、その実態を把握し、情報通信技術を活用したより積極的な情報発信を促進するため、情報提供方法に係る調査項目にお

いて、選択肢の表記を「情報システムネットワーク」から「情報ネットワーク」に変更するとともに、それによる情報提供方法をより詳細に把握できるよう補問の内容を変更する。

変更内容	変更後	現行
情報提供方法に係る 選択肢の表記及び補 問の内容の変更 (公民館調査票、図 書館調査票等)	<u>情報ネットワーク</u> → <u>ホームページ、メールマガジ ン、ソーシャルメディアによ る提供の有無</u>	<u>情報システムネットワーク</u> → <u>施設独自のホームページの開 設の有無を回答</u>

エ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生を契機に、公民館の避難所としての機能が再認識されたことから、公民館における耐震診断や耐震改修の実施についての今後の支援策の検討に資するため、公民館の耐震診断の実施状況等を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
耐震診断の実施状況 に係る調査項目の追 加 (公民館調査票)	① <u>昭和 56 年の耐震基準の改正 前の建築棟数</u> ・ <u>うち、耐震診断の実施棟 数、耐震性の有無別の棟数</u> ② <u>地方公共団体による避難所 としての指定の有無</u>	(新設)

オ その他、報告者負担等を勘案した調査項目の簡素化や削除を行うとともに、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等について、必要な改善を行う。

(2) 社会教育調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「社会教育調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当ではない。

この点を踏まえ、基幹統計である社会教育調査の名称を適切なもの（例：社会教育統計）に変更する。

3 特記事項（統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況）

本調査については、平成 20 年度調査に係る統計委員会答申「諮問第 6 号の答申平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」（平成 20 年 4 月 14 日府統委第 55 号）において、「今後の課題」として以下の事項が指摘されている。

① 生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会

教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行うこと。

- ② 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行うこと。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、「社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する」との課題が指摘され、これについては、次期（平成 27 年度予定）調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

こうしたことから、調査実施者である文部科学省による当該指摘事項に対する対応状況の適否等について、検討する必要がある。

社会教育調査の概要

前回調査の概要

○ 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにする。

○ 調査の周期

昭和 30 年度に開始され、50 年度までは 3 年から 5 年ごとに実施。昭和 50 年度調査以降は 3 年ごとに実施している。

○ 調査の期日

平成 23 年 10 月 1 日現在

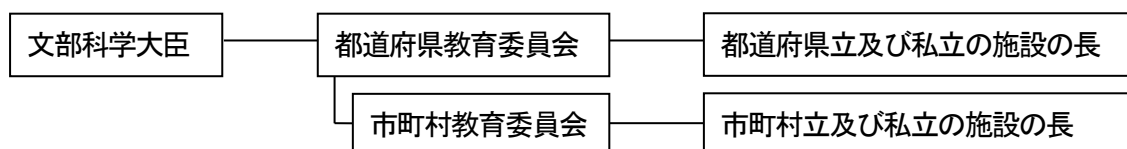
○ 調査の対象 (67,653 施設 (平成 23 年度社会教育調査実績))

- ・社会教育行政調査票 都道府県・市町村教育委員会 1,805
- ・公民館調査票 公民館 15,399
- ・図書館調査票 図書館 3,274
- ・博物館調査票 博物館 1,262 博物館類似施設 4,485
- ・青少年教育施設調査票 青少年教育施設 1,048
- ・女性教育施設調査票 女性教育施設 375
- ・体育施設調査票 社会体育施設 27,469 民間体育施設 10,261
- ・文化会館調査票 文化会館 1,866
- ・生涯学習センター調査票 生涯学習センター 409

○ 調査事項

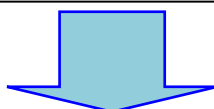
教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、施設の職員に関する事項、施設・設備に関する事項、事業実施に関する状況、施設の利用状況、ボランティア活動に関する事項 等

○ 調査の流れ



○ 利活用状況

- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）等の改正に係る検討
- ・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に基づく教育振興基本計画の策定に係る検討 等



近年の重要課題（新たなニーズ）

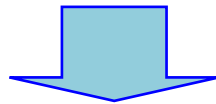
社会教育法の改正や情報通信技術の進展など、近年の社会状況の変化を踏まえ、調査内容について所要の見直しを行う。

○ 社会教育法の改正

- ・ 社会教育委員や公民館運営審議会^(注)の委員の委嘱基準について、社会教育法によるものから地方公共団体の条例によるものへ変更
- ・ 公民館、図書館等の運営状況に関する評価の努力義務規定の新設

(注) 公民館運営審議会とは、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議を行う機関である。

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）の施行（平成24年6月）
- 進展しつつある情報通信技術の生涯学習・社会教育への活用
- 東日本大震災を踏まえた公民館の避難所としての活用



平成27年度社会教育調査のポイント

〔社会教育法の改正への対応〕

- 社会教育委員や公民館運営審議会の委員の構成に係る選択肢に「その他条例で定める者」を追加（社会教育行政調査票及び公民館調査票）
- 新たに「運営状況に関する評価の実施状況」（自己評価の有無、評価結果の公表の有無等）を把握（公民館調査票、図書館調査票等）

〔劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行への対応〕

- 文化会館調査票について、調査票の名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲等を変更（文化会館調査票）

〔進展しつつある情報通信技術の生涯学習・社会教育への活用〕

- 情報ネットワークによる情報提供方法（ホームページ、メールマガジン等）をより詳細に把握（公民館調査票、図書館調査票等）

〔東日本大震災を踏まえた公民館の避難所としての活用〕

- 新たに「耐震診断の実施状況」（耐震診断の実施の有無、地方公共団体による避難所としての指定の有無等）を把握（公民館調査票）

〔その他〕

- 報告者負担等を勘案した調査事項の簡素化・削除等（全調査票）